

第 9 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和元年9月3日(火)
開会 午後3時00分
閉会 午後3時45分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 3 番 福田 義晴

8 番 西山 哲

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	岩野江利子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第47号	農地法第5条の申請について	(1件)
議案 第48号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第49号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第50号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 7件) (農地中間管理事業 6件)	
議案 第51号	農用地利用配分計画について	(6件)

8. 報告事項

報告 第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告 第15号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要の転用に係る 届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																											
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、3番 福田 義晴委員、8番 西山 哲委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、 5つです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">議案第47号</td> <td style="width: 50%;">農地法第5条の申請について</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 200px;">利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 200px;">農地中間管理事業</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農地利用配分計画について</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">報告第14号</td> <td style="width: 50%;">農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>報告第15号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要の転用に係る届出について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第47号	農地法第5条の申請について	1件	議案第48号	農地法第4条の申請について	2件	議案第49号	農地法第3条の申請について	5件	議案第50号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	7件		農地中間管理事業	6件	議案第51号	農地利用配分計画について	6件	報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第15号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要の転用に係る届出について	1件
議案第47号	農地法第5条の申請について	1件																										
議案第48号	農地法第4条の申請について	2件																										
議案第49号	農地法第3条の申請について	5件																										
議案第50号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																											
	利用権設定 通年	7件																										
	農地中間管理事業	6件																										
議案第51号	農地利用配分計画について	6件																										
報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																										
報告第15号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要の転用に係る届出について	1件																										
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第47号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																											

事務局	<p>議案第47号 農地法第5条の申請について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、32番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページ、立面図が5ページ、断面図が6ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○地区です。</p> <p>譲受人が、○○支所を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、申請地が駅に近いので、第2種農地の農地区分要件第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500m以内に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のオの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第47号 農地法第5条の申請については、以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、32番について担当委員から説明をお願いします</p>
○番委員	<p>○○支所の2ヶ所を合併するために新たに支所を建設したいとの申請です。現在、所有されている土地だけでは用地が不足するため、隣接の田を購入して一体的に建設したいとのことです。現地を確認しました。生活用水は合併浄化槽を設置され用水路に流し、雨水は道路側溝か用水路に流されます。隣接者の了解は得てあります。区長、生産組合長の印もありましたので、私も問題ないと押印しています。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>32番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第47号 農地法第5条の申請1件につ</p>

議長	<p>いて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第48号 農地法第4条について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第48号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○地区です。</p> <p>申請人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図と断面図が12ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○地区です。</p> <p>申請人が、駐車場を建設するための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第48号 農地法第4条の申請については、以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、14番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>始末書を添付されていますが、許可を得ずに埋められて駐車場にされています。近隣から里道や排水路の確保に対して、農業委員と推進委員に相談がございましたので、申請者にちゃんと手続きをするよう指導した結果、申請書を提出されました。里道、排水路についてはきちんと線引きをされています。区長、生産組合長の印もありました。私も確認して印を押しています。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請者のお母さんが、駐車場が不足しているので、自宅前の田を駐車場にしたいと相談がありました。一筆の内、203㎡を駐車場として利用され、残りは田のままです。現地を確認しましたが用水路は維持されますので、周辺の農地に支障はありません。区長、生産組合長の印もありました。私も問題ないと思い印を押しています。宜しくお願いします。</p>

議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第48号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第49号 農地法第3条について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号 農地法第3条について52号を除く4件についてご説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等を満たしております。</p> <p>つづきまして、52号についてご説明いたします。</p> <p>同じく議案は3ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>下限面積要件を除く、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。下限面積要件につきましては、要件を満たしておりませんが、下限面積要件の例外、農地法施行令第2条第3項第3号に規定する「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ困難と認められる農地であり、隣接する農地を現に耕作する者が取得する場合」に該当しております。</p> <p>申請された田の隣接する田が譲受人名義であり、現在も一枚の田として一緒に耕作をされています。</p>

事務局	議案第49号 農地法第3条の申請についての説明は、以上5件です。
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第49号 農地法第3条の申請については、一括審議となっておりますので、議案の3ページを見ていただき、御意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第49号 農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。議案の4ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が7名で、面積は、田が22,649㎡、畑が9,871㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を5ページから9ページに掲げております。</p> <p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については以上7件です。</p>
議長	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経</p>

議長	<p>営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年7件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について、ご説明いたします。</p> <p>議案は、10ページになります。農用地利用集積計画書を11ページから13ページに掲げております。</p> <p>農業公社への利用権設定、貸付となっております。面積は田が26,673㎡、貸付人は6名となっております。期間については、7番から9番が6年、10番から12番が10年となっております。</p> <p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業については、以上6件です。</p>
議長	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第51号 農地利用配分計画について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農用地利用配分計画についてご説明いたします。</p> <p>議案は14ページになります。</p>

事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から意見を求められましたので、この議案を提出することとなっています。</p> <p>先ほど農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者1名が借受けることとなっております。詳細は、15ページになります。</p> <p>今回の借受者が法人であるため、農地所有適格法人の資格を有していなければなりません。お手元に農地所有適格法人の要件に該当するか判断するための資料を配布いたしておりますのでご覧ください。</p> <p>まず、ア. 法人形態要件ですが、株式会社であり、株式の譲渡制限を設けている法人であるため要件を満たしています。イ. 事業要件ですが、事業の種類は米、麦の販売加工であり、売上高の5割以上が農業所得であるため要件を満たしています。ウ. 議決権要件ですが、農業関係者が総議決権の5割以上を有することになっていますが、株式保有者が法人の代表者1名のみであり、農業従事者であるため要件を満たしています。エ. 役員要件ですが、役員の過半が、農業に年間150日以上常時従事をし、また、その役員の常時従事者のうち過半が、農作業に60日以上従事しなければならないとなっておりますが、役員が2名おり、両名とも農業従事300日、農作業従事100日以上となっているため、要件を満たしております。以上のことから農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>議案第51号 農用地利用配分計画については以上6件です。</p>
議長	<p>議案第51号 農用地利用配分計画について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	<p>無いようですので、議案第51号 農用地利用配分計画については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第14号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第14号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は16ページを御覧ください。</p> <p>貸人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後、別の方に貸借をされます。議案第50号の116番に上程しています。</p> <p>報告第14号については、以上1件です。</p>
議長	<p>報告第14号について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要の転用に係る届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要の転用に係る届出について、ご説明いたします。</p> <p>議案の17ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページ、平面図と立面図が16ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○地区です。</p>

事務局	<p>申請人が農業用倉庫を建設するための届出です。</p> <p>報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要の転用に係る届出については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>私も現場に行って確認しましたが、周辺の農地には影響はないと思ひ印鑑を押しました。ご審議宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>2番について、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>